

令和8年度群馬県産有機農産物等の販路拡大及び認知度向上に関する業務 質問及び回答

番号	質問概要	回答
1	<p>(1) 仕様書1. 県産有機農産物等コーナーの設置 自然食品4店舗以上（県産有機農産物コーナーの設置）、自然食品専門店15店舗以上（フェアの開催）とありますが、自然食品や有機農産物を扱う専門店のみが対象なのでしょうか。例えば、スーパーマーケットに「有機農産物コーナー」がある場合、そのスーパーマーケットの複数店舗で実施することも可能なのでしょうか。</p>	<p>原則として、県産有機農産物等の特性や価値を的確に訴求することを目的に、自然食品や有機農産物を主に扱う専門店での実施を想定しています。</p> <p>本業務では、県産有機農産物等に関心の高い、または関心を持ちやすい消費者に対し、商品の背景や魅力を丁寧に伝えることにより、認知度の向上や将来的な継続取引につなげることを重視しています。このため、来店者層や販売環境の観点から、専門性の高い店舗での展開を基本としています。</p> <p>一方で、スーパーマーケット等であっても、有機農産物を明確に訴求できるコーナーの設置や、専門店と同程度に魅力発信が可能であり、かつ継続的な販売・PRが見込めるなど、本業務の趣旨に合致すると判断される場合には、提案内容として認められます。その場合には、消費者への訴求力や業務目的との整合性、実効性について、企画提案書において具体的に説明いただくことを想定しています。なお、最終的な可否は、企画提案全体を踏まえて総合的に判断します。</p>
2	<p>(2) 仕様書を拝見しますと、試供品（サンプル品）の品代および送料は、受託者負担と明示されていますが、他の項目に関する受託者と生産者の費用負担区分につきましても、可能な範囲で明示頂けませんか幸いです。</p>	<p>その他の費用負担区分については、あらかじめ一律に定めているものではありませんが、基本的な考え方は以下のとおりです。</p> <p>本業務の実施に直接必要となる企画、関係者間の調整、物流手配、販促資材の作成、イベント運営、プロモーションスタッフ配置等に係る経費は、原則として受託者負担（委託料の範囲内）とします。</p> <p>なお、「物流手配」とは、生産者から店舗・飲食店まで県産有機農産物等を円滑に届けるための、出荷・集荷の調整、輸送方法や配送ルートの検討、共同物流体制の構築、納品に係る各種調整等を総合的に行うことを指します。</p> <p>一方で、実際の商取引として成立する通常の商品の販売代金や、継続取引に移行した後の条件等については、生産者と実需者（店舗・飲食店等）との協議によるものとし、委託料の対象外とします。</p> <p>併せて、本事業を通じた取組により、生産者に過度な負担が生じないよう、受託者において、卸売業者を介した調整や共同物流の活用など、円滑な取引が可能となる仕組みづくりを行うことを求めています。</p> <p>具体的な費用負担の考え方や役割分担については、企画提案書の中で整理して示されることが望ましく、採択後、県と受託者との協議により最終的に決定するものとなります。</p>